

令和6年度飲食店等デジタルマーケティング活用支援事業 業務委託業務審査基準

1 業務委託候補者決定方法

令和6年度飲食店等デジタルマーケティング活用支援事業業務委託業務に係る企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項1.（4）の契約限度額の範囲内の価格を見積もり、かつ審査委員会が評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果、最も得点の高い1者を業務委託候補者とする。

（1）企画提案の採点

別添「審査基準表」により、各参加者の提出書類及びプレゼンテーションの内容を採点する。

ただし、最高点を獲得した者が複数ある場合は、審査委員の採決により決定し、総得点が一定基準（6割）に達しない場合は、業務委託候補者としない。

なお、採点については、次のとおり5段階評価とする。

評価	得点
極めて優れている	配点の100%を与える
優れている	配点の80%を与える
普通	配点の60%を与える
やや不十分	配点の40%を与える
不十分	配点の20%を与える

（2）提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、評価する審査委員の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割以上である場合は、業務委託候補者とする。

2 審査基準表

別紙のとおり

別紙

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		40 / 100
・事業の目的・趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	10
・事業内容の妥当性・独創性	・事業内容に創意工夫が見られるか。 ・事業内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	10
・実施方法の妥当性・独創性	・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できるか。 ・高校生の理解が深まるようなサポート体制の工夫が取られているか。	20
2 事業の効果		30 / 100
・事業の効果性	・ITリテラシーの異なる事業者にとっても取り組みやすいよう創意工夫しているか。	20
・波及効果の有無	・事業の波及効果が見込まれるか。 ・事業終了後もGoogleビジネスプロフィールの活用が見込まれる仕組みがあるか。	10
3 事業実施主体の適格性		30 / 100
・実施体制の適格性	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	10
・実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。	5
・経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5